



## 労働者代表選を考えよう その3

Q4、労働者代表選に関してのおさらい

①労働者代表選挙は公平・公正でなければならないこと

②労働者代表は会社と36協定を締結する役目がある

※36協定は労働者保護の観点から定められている。

事業運営上においても時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめること。使用者（会社）は労働者に対する安全配慮義務を負う。

③安全衛生委員会には過半数代表者を労働者側の委員を推

薦することができること。推薦された委員が使用者側と議

論ができることになる。職場の労働者の意見を使用者側に

届け、議論内容も労働者へ詳しく返答することもできる。

最後に

休日出勤増えていないか？職場は安全な労働環境か？衛生環境に問題はないか？意見を会社に言える場はあるか？  
考えてよう！

まもなく始まる労働者代表選挙は

働く人の立場に立てる人を選出しよう！！